

★提出する前に必ずチェックしてください。

- 申請書類は、センターへ到着した日をもって(受付に必要な書類が不足している場合は、不足書類の到着をもって)受付日とします。
- 工事開始予定日は、交付決定のスケジュール(センター受付より原則30日以内)を考慮していますか。
- 手続代行者に依頼する場合は、申請者と代行者が手引きP24の確認事項を了承したうえで、手続代行者の社印を押印していますか。
- 各様式を作成する際、センターが提示する記入例を確認しましたか。
- 手引きP4およびP12の提出方法に則り、書類を揃え(大きさ・記入方法を要確認)封筒に、赤字で「充電インフラ整備事業 平成26年度補正申請書在中」と明記していますか。
- 申請者の控えとして、申請書のコピーを取りましたか。

項番	提出書類の名称と内容	チェックポイント	チェック欄
1	<b>補助金交付申請書(様式1-5「課金装置」用または「給電器」用)</b> ・3枚1組・両面印刷不可	センターのHPで申請する事業や区分に応じて該当する様式を選択・入力し、プリントアウトしましたか。 押印(法人の場合は社印)した原本ですか。 3枚目の「申請要件等の確認」に記載されている事項に同意のうえ、押印しましたか。	
2	<b>共同申請書(様式2)</b> ・共同申請者の印鑑証明書	様式1-5の「共同申請有」のチェック欄にチェックを入れましたか。 様式2は、申請者(甲乙両者)の社印(実印)を押印した原本ですか。 共同申請者の印鑑(様式2の押印)・名称・住所・代表者名が確認できる印鑑証明書を添付していますか。	
3	<b>本人確認書類</b> ・法人の場合:登記簿謄本の写し、現在事項証明書の写し等 役員名簿(様式33) ・個人の場合:免許証、パスポート等 ・地方公共団体の場合:代表者の名前と申請者住所の確認の取れるWEBサイトのコピー等	法人の場合:3ヶ月以内に発行された写し(原本)ですか。 法人の場合:「暴力団排除に関する誓約」の内容を確認し、謄本等に記載されている取締役全員を記入しましたか。 個人の場合:有効期限以内であり、表裏両面のある証明書は1枚の用紙にコピーしましたか。 申請書(様式1-5)に記入した申請者名・住所・代表者名が確認できますか。	
4	<b>工事申告書(様式4-1)(様式4-2)</b> ※課金装置の場合	フォーマットの指示に従って記入し、記入した数字と「見積書」や「契約書」の金額に相違はありませんか。 用紙のサイズはA3ですか。	
5	<b>課金装置または給電器の見積書、契約書</b> ※設置工事代金の見積書に確認項目が含まれている場合は、省略可	宛名が申請者宛てになっており、工事施工会社の社印が押されていますか。 支払条件(現金、振込等)は明記されていますか。 充電設備の型式・単価・基数が確認できますか。	
6	<b>設置工事代金の見積書</b> ※課金装置の場合	宛名が申請者宛てになっており、工事施工会社の社印が押されていますか。 工事内訳書は添付されていますか。 書類の有効期限が3か月以上に設定されていることが明記されていますか。 支払条件(現金、振込等)は明記されていますか。	
7	<b>要部写真(様式5)</b> ※課金装置の場合	様式を用い、補足資料(要部写真の説明)を参考に、工事項目毎に作成しましたか。 (白黒写真不可)	
8	<b>平面図</b> ※課金装置の場合	充電設備設置場所を真上より見た図で、既設充電器、課金装置、付帯設備のレイアウトと寸法が示されていますか。	
9	<b>設置場所見取図</b> ※課金装置の場合 ※平面図に公道との位置関係が示されていれば平面図で兼用可能 ※市販の地図等を活用し作成することも可能	充電設備と公道との位置関係(進入経路含む)が示されていますか。 第1・第2の事業の要件に該当している場合	
10	<b>電気系統図</b> ※課金装置の場合	増設もしくは新設される高圧受変電設備、または、改修・交換もしくは新設される分電盤(受電盤)と充電設備等とが専用配線であることを示していますか。	
11	<b>配線ルート図</b> ※右記必要事項が平面図で示されていれば兼用可能。 ※課金装置の場合	配線・配管の経路、配線・配管の長さ、配線方法(埋設、架空など)および配線仕様(アース線、通信線も含む)が示されていますか。	
12	<b>メーカーおよび工事施工会社と資本関係がある場合に必要書類</b> ・利益等排除申告書(様式30) ・資本関係が分かる資料(ウェブサイトの株主情報のコピー) ・算定根拠を証する書類(損益計算書など)	利益等排除額は正しく算出されていますか。 算定根拠の資料は添付されていますか。	
13	<b>自動車検査証(車検証)</b> ※給電器の場合	搭載される車両の自動車検査証(車検証)ですか。	
14	<b>自治体が入札前に申請する場合に必要な書類</b> ①予算が担保されていることを証明する書類 ②当該工事について自治体がまとめた設計書等 (一般の工事における工事業者が作成する見積りに相当するもの)	①では、本申請に係る工事の予算が担保されていることが明記されている該当部分が確認できますか。 ②では、自治体名・作成者名・設置場所名が明記されていますか。	